

宮城県産業振興審議会

第 1 1 回 農 業 部 会

日 時 平成 2 1 年 7 月 7 日 (火)
午後 1 時 3 0 分 から 午後 3 時 3 0 分
場 所 宮城県県庁 4 階 特別会議室

1 開 会

司会 本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。定刻になりましたので審議会を開催させていただきますが、開催前に一言お知らせいたします。県では、環境負荷を低減するための省エネルギー対策として、軽装にて勤務できるクールビズを推進しておりますので、ネクタイを外して出席しておりますことをあらかじめご了承願います。

それでは、只今から第11回宮城県産業振興審議会農業部会を開催いたします。開会にあたり、農林水産部真木技監兼次長から御挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

真木技監 皆様には、何かとお忙しい中、またお暑い中、お集まりいただきありがとうございます。今日は二十四節気の小暑ということで、気温も上がっております。

本来であれば千葉農林水産部長から御礼や御挨拶を申し上げるところでございますが、現在、県議会の本会議が開会中でありますので、代わって私から御挨拶を申し上げます。

専門委員の皆様には、本審議会の委員として快くお引き受け下さいましたこと、まずもって感謝を申しあげます。この農業部会は、「みやぎ食と農の県民条例」に基づく基本計画の改訂について御審議いただくこととなります。この条例は、平成12年7月に制定され、平成13年に最初の基本計画が策定されました。その後、5年後の平成18年に改訂を行っております。今回は10年経過ということで、大きな改訂作業となります。本来、この基本計画は10年後を目標としており、平成22年度が最終目標年次となっております。従いまして、平成22年度の改訂作業となるわけですが、社会経済情勢、食料を巡る情勢、農業情勢など、いろいろな情勢変化があり、1年前倒しで見直しを行い、新たな基本計画で本県農業の振興を図って参りたいということで、本年度に改訂を行うことといたしました。従来の基本計画は、マーケットイン型農業ということで推進してきており、特に、アグリビジネスの推進、環境保全型農業の推進ということで進めて参りました。お陰様で、アグリビジネスについては、1億円以上を売り上げる経営体が58経営体で、全体で167億円の粗生産額となっております。

ります。県全体の粗生産額は1,800億円となっておりますので、1割がアグリビジネスの58経営体によって生産されているという、大きな農業の企業形態となっております。環境保全型農業については、約2万ヘクタールが展開されており、日本では有数の先進県と自負しております。このような実績の反面、担い手が非常に少なくなってきたというところで、基幹的農業者も65歳以上が約54%という高齢化、農家戸数の減少といったものが、段々と顕著になってきております。担い手が不足してきているという現実があります。また、国民、県民の食に対するニーズ、あるいは食料問題の意識が変化してきている。特に、世界の食料事情を勘案しながら、食料自給率を向上させることが必要だということが、いろいろな所で話されるようになってきています。特に、テレビ、新聞などで多くの食料問題が取り上げられるようになってきております。このようなことを踏まえて、今回、基本計画を改訂したいということとであります。計画の改訂にあたりましては、様々な分野からお集まりいただきまして、様々な御意見を頂戴しながら、基本計画を策定して参りたいと考えております。この基本計画の策定にあたりましては、5月14日に知事から審議会の会長に諮問させていただき、来年1月29日までに答申いただくということで、農業部会を3回開催する計画とさせていただきますので、御意見をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

司会 この農業部会では、産業振興審議会の6名の委員に加えて、新たに専門委員として4名の方々にお入りいただき、計10名で御審議をいただくことになっております。今回お願いいたしました専門委員の4名の皆様へ委嘱状を交付いたします。席順にお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場に御起立願います。

(真木技監から委嘱状を交付)

株式会社 一ノ蔵 執行役員製造部長 熊谷 伸二 様

宮城県担い手育成総合支援協議会 地域コーディネーター 千葉 圭悟 様

南三陸農業協同組合 営農生活部営農販売課長 三浦 昭夫 様

株式会社 プロジェクト地域活性 代表取締役社長 望月 孝 様

農業部会といたしましては、今回が初めての会合ですので、委員の皆様と、同席しております県職員を、お手元の出席者名簿により御紹介させていただきます。初めに、産

業振興審議会農業部会の委員の方々を御紹介させていただきます。

東北大学大学院農学研究科 教授 工藤昭彦 部会長でございます。

農家レストランはなやか亭 代表 伊藤恵子 委員でございます。

有限会社伊豆沼農産 代表取締役 伊藤 秀雄 委員でございます。

有限会社川口グリーンセンター 代表取締役 白鳥 正文 委員でございます。

みやぎ生活協同組合 副理事長 沼倉 優子 委員でございます。

続きまして、専門委員の方々を御紹介させていただきます。

株式会社一ノ蔵 執行役員製造部長 熊谷 伸二 委員でございます。

宮城県担い手育成総合支援協議会 地域コーディネーター 千葉 圭悟 委員でございます。

南三陸農業協同組合 営農生活部営農販売課長 三浦 昭夫 委員でございます。

株式会社プロジェクト地域活性 代表取締役社長 望月 孝 委員でございます。

なお、本日、後藤浩一委員は所用により欠席しております。

続いて、皆様と同席しています県職員を紹介いたします。

農林水産部 真木 技監兼次長でございます。

高橋 次長兼農村振興課長でございます。

菊地 次長でございます。

農林水産政策室 寺嶋室長でございます。

農業振興課 寺田課長でございます。

農林水産経営支援課 斎藤技術補佐でございます。

食産業振興課 土井課長でございます。

農産園芸環境課 井城課長でございます。

畜産課 峯岸課長でございます。

農村整備課 佐藤課長でございます。

農林水産総務課兼農林水産政策室 小島技術副参事兼技術補佐でございます。

農業振興課 津場技術副参事兼技術補佐でございます。

なお、千葉農林水産部長ですが、県議会開会中のため欠席させていただいておりますことを御了承下さい。

本日の会議ですが、定足数は1 / 2以上であり、本日はこの要件を満たしており、成

立しておりますことを御報告申し上げます。議事に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきます。次第、出席者名簿、資料として1から5、その他参考資料として1から2、カラーのパンフレットでございます。資料の不足等がありましたら、事務局員にお申し付けください。次に、委員の皆様の御発言については、お手元でございますマイクの使用をお願いいたします。御発言の際には、右下にございますマイクのスイッチをオンにしますと、オレンジ色のランプが点灯します。点灯後に御発言をお願いいたします。御発言が終わりましたら、マイクのスイッチをオフにさせていただきようお願いいたします。大変御面倒をおかけいたしますが、御協力を御願い申し上げます。

なお、三浦委員よりミニトマトの御提供がございました。三浦委員が代表を務めるボランティア組織「あきべえ」で生産されたミニトマトでございます。後ほど皆様のお手元にお配りいたします。

3 議 事

司会 それでは、議事に入りたいと思います。会議は、産業振興審議会条例の規定に基づき、部会長が議長となって議事を進めることとなっておりますことから、ここからは部会長に議事進行をお願いいたします。工藤部会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

工藤部会長 それではお手元の次第にしたがって議事を進めていきたいと思ひます「みやぎ食と農の県民条例基本形計画」の改訂について、先ほどの事務局の挨拶の中にもありましたが、事情も変わってきた、新たな動きも見られるようになった。とりわけ、この秋から施行される農地政策改革が具体的に動き出すとだいぶ様子が変わってくるなど、いろいろなことがありますので、今までの基本計画を見直して、より良いものにしていこうということで議論を進めていきます。いろいろ資料が配付されていますので、事務局からの説明後に審議に入りたいと思ひます。

寺田課長 「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の改訂について説明させていただきます。まず、5月14日に開催されました産業振興審議会について、御報告申し上げます。審議会では委員の皆様にお手元のNO1の資料を配布しております。この中で資料1-1にありますように、知事から会長に対しまして、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」

の変更を諮問しております。その後、資料1 - 2から資料1 - 5までにありますように、基本計画の変更にかかる基本的な考え方、現計画の目標指標に対する検証、本県の農業・農村の現状、今回の計画変更に当たっての視点等について御説明申し上げ、委員の皆様から御意見をいただきました。委員の皆様からいただいた意見の主な内容につきましては、資料1 - 6のとおりでございます。意見の中では、「消費者視点の重要性」、「農業収入を増やすという観点から魅力あるビジネスとしての農業への転換の必要性」、「担い手等の人材育成の必要性」、「農畜産物の高付加価値化」などに関するものがございました。「消費者視点の重要性」につきましては、消費者を意識することが農業の振興には欠かせないという御意見で、同様の御意見が多くの委員から寄せられました。「魅力あるビジネスとしての農業への転換」につきましては、一生懸命農業をやっている人の所得を確保できるようにするとともに、消費者や後継者にとっても魅力ある農業とすることが大切ではないかという御意見でした。「担い手等の人材育成の必要性」につきましては、担い手の育成という観点だけではなく、食育を含めた教育の大切さや新規参入への支援、女性の活用など様々な視点からの御意見がありました。「農畜産物の高付加価値化」につきましては、ブランド化やアグリビジネスの推進などに関する御意見が寄せられております。

以上が5月14日の産業振興審議会についての報告であります。

続きまして、本日委員の皆様にご意見やご提言をいただく際のたたき台として、基本計画変更の視点について、御説明させていただきます。資料2を御覧下さい。資料2は、5月14日の審議会で提出した資料1 - 5の資料を委員の皆様の御意見をもとに修正したものです。左側から2列目の黄色の部分に、県民条例で掲げられている「安全・安心な食料の安定供給」「農業の持続的な発展・次代の農業者の育成・環境への配慮」「農業・農村の多面的機能の発揮」「農村の経済的発展・総合的な振興」の4つの目標を記載しています。その左側には、県民条例第7条で定める主要な方策を記載し、右側には「農業・農村を取り巻く情勢」、「新たな基本計画の視点」を記載しております。農業・農村を取り巻く情勢につきましては、産地偽装・食品汚染問題や肥料等農業資材価格の高騰、集落営農組織・法人経営体の増加、雇用環境の悪化など、前回の基本計画

変更以降の変化を中心に挙げております。新たな基本計画の視点につきましては、現計画からの継続的な視点と、緑色の部分になります新たな視点・核となる視点を左右に分けて挙げております。

それでは、新たな視点・核となる項目について説明させていただきます。消費者視点による取組の必要性、食育を始めとする教育の重要性などの観点から、食と農の相互理解がこれまで以上に必要になってくると考えております。食の安全安心につきましては、トレーサビリティはかなり定着してきておりますが、生産工程管理（GAP）等を導入することにより、より一層強化されるものと考えております。農地につきましては、優良農地の確保、農地の利用集積のほか、水田不作付地・耕作放棄地の解消が重要であります。主食用米の需要が年々減少している状況にあるため、水田をフル活用して大豆、麦、米粉用米、飼料米等を作付し、食料自給率の向上を図る必要があります。担い手につきましては、農業従事者の高齢化が進んでいることから、認定農業者や新規就農者の育成・確保、集落営農組織や生産性の高いアグリビジネス経営体の育成を進めていかなければなりません。農業・農村の多面的機能につきましては、農業水利施設の機能維持、都市・農村交流の促進等を強化する必要があります。地域産業の創出につきましては、農産物直売所や農家レストランなどのコミュニティ・ビジネスを振興し、農村の経済的発展につなげることが重要であると考えております。これらの視点で新たな基本計画を策定し、食の安全安心をベースとした食と農の相互理解や食料供給力の強化・競争力の向上、農村社会の賑わいと活力向上等の施策を総合的に推進し、農業・農村の振興につなげていくことが重要であると考えております。そして、このことが消費と生産の好循環につながり、その結果として、食料自給率の向上にもつながっていくものと考えております。

本日は、資料2の中でも、今後重点的に推進していく必要があると考えております「食と農の相互理解の推進」、「活力ある担い手の育成・確保」、「優良な農業生産基盤の確保と有効活用」、「水田フル活用による水田農業の活性化」の項目について、資料の3-1から3-3にまとめてありますので、皆様からの御意見やご提言をいただきたいと存じます。また、最近の食料自給率向上の必要性に関する議論を踏まえ、食料自給率向上に関する基本的な考え方を新たに計画の中に設けることを検討しておりますので、そちらについても御検討をお願いします。これらの項目以外につきましても、新計画において、重点的に推進すべき施策として盛り込むべき項目、あるいはこの農業部会でもっ

と議論を深めるべきとう項目がありましたら、御意見を願います。なお、現計画の施策体系については、お配りしておりますパンフレット、「みやぎ食と農の県民条例基本計画のあらまし」の4ページに掲載してあります。現在の計画の推進方向体系図は4ページのようになっております。

それでは、本日の議論テーマについて説明させていただきます。まず、「食と農の相互理解の推進」についてですが、資料3-1を御覧下さい。まず、食と農の相互理解を推進することの背景として、食に対する不安の高まりがあります。資料下のデータがありますが、県が実施している「県民意識調査」では、食品の安全安心の確保のためには、「生産者や事業者のモラル向上」、「国内自給率アップや地産地消の促進」が必要とされています。「県民意識調査」で、県産食品を購入していると回答した人は約9割で、その理由は「安全性」や「鮮度」でした。一方、購入していない人の主な理由は、「価格が高い」というものでした。民間の調査でも、「輸入品の1割増までなら国産品を購入する」という人が約4割と最も多くなっており、生活者が求めるものとしては、「安全・安心」、「新鮮さ」とともに「価格」というものも重要なポイントとなっています。一方で、生産現場では、価格の低迷や生産資材の高騰などで厳しい経営状況が続いています。また、一定以上の残留農薬のある食品の流通を禁じるポジティブリスト制や、生産・加工・流通までの各段階を追跡可能とするトレーサビリティの導入により、生産者の心理的な負担や事務的な負担が大きくなっています。このような現状から、生産者、生活者が、お互いに求めていることについて、納得しあう関係となることが重要であり、そのためには、相互理解をこれまで以上に深めていくことが重要であります。この課題に対応するための施策の展開方向案としては、「地産地消の推進」、「食育の推進」、「食農交流機会の拡大及び情報発信の強化」を進めることを考えております。「地産地消の推進」としては、「食材王国みやぎ地産地消の日」の普及を通じた地産地消の県民総ぐるみ運動の展開や農産物直売所の開設、運営の支援などを考えております。「食育の推進」としては、地域に伝わる伝統的な食文化や特産物を伝える講習会、体験学習会などの開催、また、学校給食等への地域食材の活用推進、食育推進ボランティアの育成などを考えております。「食農交流機会の拡大及び情報発信の強化」としては、県産食材フェアや実需者と生産者との情報交換会の開催、県民一人ひとりが主体的に行動する食料自給率向上県民運動の展開、インターネット等を活用した食と農業に関する情報発信などを考えております。食と農の相互理解の事例として、鳴子の米プロジェクトがありま

す。参考資料 1 の事例 1 を御覧下さい。大崎市鳴子地区は担い手の確保が難しく、米価下落が続けば山間地域の米の生産を維持することが困難になります。このような状況を打開するため、農業者、地域住民、温泉旅館が協力し、鳴子の米を地域で支えていく仕組みづくりに取り組んでいます。農業者、生活者両者が納得できる米の価格設定、田植え交流会・稲刈り体験等の開催により、県内外の生活者との相互理解が進んでおります。

続いて、資料 3 - 2 を御覧下さい。「活力ある担い手の育成・確保」を必要とする背景としては、深刻な農業の担い手不足の状況があります。データにありますように、販売農家は、平成 17 年までの 5 年間で約 9,000 戸も減少しています。一方、農業を主に行う基幹的農業従事者の中で、65 歳以上の人の割合は 54% と、5 年間で 5 ポイントも増加し高齢化が進んでいます。こうした中、国の制度である水田経営所得安定対策に加入した集落営農組織の数は 460 と全国的にも多くの組織数となっていますが、地域農業のもう一端を担う認定農業者数は、増加しているものの現計画に定める目標指標にはまだ達していません。新規就農者についても、毎年 70 から 80 人程度で推移はしていますが、目標指標としている年間 140 人は確保できていない状態です。一方で、農産物の生産、加工、流通、販売に取り組むアグリビジネス経営体で、年間販売額が 1 億円以上の経営体は 58 で、総売上金額は約 176 億円と県の農業産出額の約 1 割を占め、本県農業を牽引する重要な役割を担っています。異業種からの農業参入も見られるようになり、農業の新たな担い手として期待されています。このような現状から、農業の担い手減少・高齢化を解消するための取組のさらなる推進が求められております。認定農業者数の伸び悩みへの対応、集落営農組織の経営の強化、認定農業者・集落営農組織の法人化への支援、新規就農者数の一層の確保、アグリビジネス経営体のさらなる育成、企業参入時の支援などが求められております。このように、様々な形態の担い手の発展を支援し、新たに育成していくことが求められていることから、推進施策として、「アグリビジネス経営体育成の加速化」、「地域農業の核となる認定農業者・集落営農組織の経営安定化及び発展」、「多様な担い手の育成・確保」を進めていかなければな

らないと考えております。具体的には、「アグリビジネス経営体育成の加速化」として、アグリビジネス推進組織の活用による経営体の発展段階に応じたビジネス支援、アグリビジネス経営体と食関連産業の連携によるフードビジネスの創出などを想定しています。また、「認定農業者、集落営農組織の経営安定化と発展」として、担い手の経営改善ニーズに応じた支援による経営管理能力の向上、集落営農組織の新たな経営領域開拓の促進による経営の安定化、認定農業者や集落営農組織の法人化の推進による経営基盤の強化などを考えております。さらに、「多様な担い手の育成・確保」として、様々な就農経路に対応した新規就農支援の推進、女性農業者が働きやすい環境の整備、地域農業の活性化に向けた企業の参入促進などを考えております。担い手の事例については、参考資料1の事例2、3、4を御覧下さい。事例2は、異業種からの農業参入の事例になります。オランダの施設・品種によるトマトの養液栽培、値決め販売による価格維持、農業生産工程管理（GAP）導入によるリスク管理が特徴であります。トマト販売を通じてトマト以外のニーズを把握したことをきっかけに、今年1月に農畜産物販売会社を設立し、県内生産者との連携も構築しております。事例3は、土地利用型作物と野菜の栽培、もちの加工・販売を行っている会社です。地域の担い手としての役割のほか、地域雇用の創出、もちという地域資源を有効活用しており、地域との強い信頼関係を構築しております。事例4は、共同作業、機械の共同利用、コスト削減、農薬・化学肥料節減栽培を実践している集落営農組織です。農業機械は、組合員が所有しているものを借り上げて共同利用しております。大麦、大豆については、共同化することで団地化が実現されました。規模はそれほど大きくありませんが、集落営農のお手本となる組織であります。

続いて、資料3-3を御覧下さい。食料供給力の強化や農業の競争力の強化のためには「優良な農業生産基盤の確保と有効活用」、「水田フル活用による水田農業の活性化」が重要と考えております。その背景としては、食料自給率の向上の必要性が叫ばれていますが、一方において、重要な生産基盤である農地が年々減少し、耕作放棄地が増加し

ていることがあります。データにもありますように、耕作放棄地は平成7年の5,207haから平成17年8,765haと、10年間で1.7倍となっています。主食用米需要減少、米価低迷により、水田の生産調整が実施されていますが、調整水田など不作付け地は増加傾向にあります。また、担い手が経営する農地は年々増加し、集積が進んでいますが、面的な集積が進まず、経営農地が点在する状況にあるため、効率的な経営には至っておりません。国では、水田のフル活用に向けた予算措置や「農地法」の改正を行い、農地の保全と有効活用を進めております。こうした背景により、担い手への農地の面的集積の推進、優良農地の確保と有効活用、耕作放棄地の解消が必要となっています。特に、水田については、これまでのように麦・大豆の作付けの推進とともに、新規需要米の作付によるフル活用が求められています。これらの課題に対応するため、「農地の面的集積促進及び地域営農システムの構築」、「優良農地の確保及び耕作放棄地の解消」、「米粉、飼料用米の生産拡大」等を推進施策として考えております。「農地の面的集積促進及び地域営農システムの構築」としては、農地保有合理化事業等を行っている農業公社との連携による面的集積の推進、また、面的集積の仕組みづくりと併せた地域営農システムのモデル構築、普及などを想定しています。また、「優良農地の確保及び耕作放棄地の解消」として、法改正の周知による農業振興地域制度の適正な運用の推進、耕作放棄地の解消のためのモデル集落の設置、アドバイザー派遣等の支援などを考えております。「米粉・飼料用米の生産拡大」としては、専用品種の研究開発や種子確保、まとまって作付する団地化等による低コストの生産体制の確立、生産者と実需者のマッチング支援による需要拡大などが必要と考えております。農地の面的集積の事例については、参考資料1の事例5を御覧下さい。東松島市大塚地区の村ぐるみ手法による農地集積の事例であります。村ぐるみ手法とは、県農業公社が行う農地保有合理化総合推進事業の一つの手法で、集落など一定のまとまりの農地を一括して借り入れ、又は農作業の受託を受け、地区内の土地利用計画に沿って再配分を行う手法であります。転作作物のブロックローテーション、団地化、担い手などの調整、ゾーニングが容易になるというメリットがあります。大塚地区には、この村ぐるみ手法の導入により、公平かつ弾力的に農地が再配分され、効率的な集団転作が行われております。農地集積も集積者が絞り込まれ、確実に進行しております。

事務局としては、以上の4項目を、新計画において重点的に取り組むものとして考えております。説明の最後になりますが、新計画における「食料自給率向上の位置づけ」について御説明します。資料4を御覧下さい。これまでも施策項目の説明の中で、食料自給率の向上について触れてきましたが、世界的な食料の需給状況を踏まえ、日本の食料自給率向上が大きなテーマとなっており、本県でも県民運動により食料自給率向上に取り組むこととしております。食料自給率は、農業・農村の振興とは密接な関係があることから、新計画の中でも、食料自給率の向上について掲載することを検討しています。まず、食料自給率についての説明ですが、国民が消費する食料のうち、国内で生産されている食料の割合を示す指標でございます。食料のカロリーにより算定するもの、生産額により算定するもの、品目毎の生産量により算定するものがございます。2ページを御覧下さい。日本の食料自給率は40%と先進諸国の中ではもっとも低く、輸入に頼っている状況です。世界的な食料需給の安定のためにも、日本の食料自給率の向上が求められています。3ページを御覧下さい。県内においても、県民意識調査では、約9割が食料自給率を高めることが必要と回答しており、大きな関心が寄せられています。具体的には「日本型食生活の実践など『食育』を推進」「地元でとれた食材をもっと使用」といった取組が求められています。4ページを御覧下さい。食料自給率の向上のためには、生活者には、地産地消の推進や食育への取組が求められます。一方、生産者には、生活者のニーズに応える農畜産物の生産や供給力の向上が求められます。農業・農村の振興により、供給力の向上を図ることで県内農畜産物の消費も拡大し、それが、さらなる生産振興につながるという好循環をもたらすこととなります。この結果、県産の農畜産物の生産額や供給熱量等が増加し、食料自給率の向上につながると考えております。食料自給率の試算値については、新計画の目標として設定する農畜産物の生産量や生産額などから試算いたします。このように食料自給率との関係を明記することで、農業・農村振興の重要性を生産者・生活者、双方に認識していただけるものと考えております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

工藤部会長 膨大な内容について説明いただきましたので、全て頭の中に入らないというものがあったと思いますが、最初に御質問がありましたらお願いいたします。質問に答えていただいて、そこから中身の議論に入っていきたいと思います。まず、資

料2「みやぎ食と農の県民条例基本計画」変更に当たっての視点として、継続的な視点と新たな視点の両方が併記されていますが、この点に関して御質問はありませんか。

望月委員 本日、初めて参加しこれまでの経緯が分からないので、場違いな質問かもしれませんが、まず、資料3の議論テーマ1から3ですが、何故これが議論のテーマなのかが分かりません。宮城の特徴を考えた時に、この3つテーマが何故必要なのか、その背景を説明していただきたい。併せて東北6県あるいは全国と比較して、宮城にどのような特徴があるのかよく分からないので、例えば、仙台市という消費地を抱えていて、生産から流通、消費までが狭い範囲で行われているので、ビジネス化しやすいとか、そういう特徴も含めて議論テーマの背景を教えてください。

工藤部会長 事務局としては3つのテーマが大事ではないかと絞り込んだということですが、委員の皆様から「こんなこともあるよ」とか、いろいろ意見をだしていただきたいと思います。ただし、事務局としてどのような理由で絞り込んだのということをまずは、説明してほしいということですので、事務局からお願いします。

寺田課長 5月14日の産業振興審議会において幅広く御意見を伺ったところですが、その中で今回お示した議論テーマの内「食と農の相互理解の推進」については、御意見をたくさんいただいております。将来にわたって農業を行っていく人たちの所得なり収入を確保することが一番大事なのであり、そのためには、人づくりがかなり重要ではないかという御意見がありましたし、事務局としても同じように考えております。農業を行っていくための基礎的資源である農地の活用が、基本的な課題ではないかということで、食と農の相互理解の推進、人の問題、農地の有効活用の問題を3つのテーマとして、議論のたたき台としてお示しさせていただいたという経過です。

望月委員 宮城の強みとか特徴が分かりにくい。宮城の中だけの情報は分かりますが、戦略的に宮城はこれをしていくということを説明してほしい。

寺田課長 宮城の強みは、逆に言えば弱みでもあるのだと思います。水田稲作が宮城の特徴だと思いますが、逆にそれが零細、分散化して個々の経営体が弱くなっている。個々の農業経営体の収入が充分確保できていない状況があります。その部分

を，農業生産の基礎的資源である農地を担い手の方々に集積しながら，あるいは，集落の中でまとまってやりながら，産業としての農業，ビジネスとしての農業，その中で収入をいかに確保していくかが，宮城としての農業の一番の課題であります。それを，解決することが大きな課題だと認識しております。そうした中で，いわゆる生産だけではなく流通・販売までも手がけるマーケットイン型の農業を展開している１億円以上の販売額を上げているアグリビジネス経営体が５８あり，その生産額が１７６億円となっていて，規模の大きな生産性の高い経営体を出てきている状況もあります。規模の小さい土地利用型の農業の再編成と規模の大きなアグリビジネス経営体の育成の両面を，県として推進していかなければと考えております。それが宮城の特徴というか，宮城の農業・農村振興の使命であり課題だと思っています。

望月委員 良く分かりました。これを前提として議論していくということで良いのだと思います。

工藤委員 他に御意見はありませんか。一枚目，二枚目，三枚目全部一緒に議論をしていったほうが良さそうなので，どこからでもどうぞ。

千葉委員 この計画については，県内農産物の生産目標，農地確保の目標面積，農業，農村振興に関する主な目標を立てるために審議会を行ったと思うが，本日の会議では目標の数的なデータは示されないのでしょうか。

寺田課長 これは条例の中で生産目標，農地の確保目標，あるいは担い手の数とかの数字が条例の中で規定されており，現在も３２の推進項目の中で目標を立てながら進めており，農業部会での意見等を踏まえ，最終的には事務局でまとめて出さなければならぬと考えている。

伊藤(秀)委員 前回(産業振興審議会)の時に，消費者の視点について意見申し上げたことが盛り込まれており，だいぶ良くなったと思う。資料２の結びについて，農業・農村の振興とあるが，右の方に，食料，農業，農村の三つの視点とあるが，食という視点が無いのは何か意図があるのかどうか。二つめは資料３の１の施策の展開方法案に記載の県民総ぐるみ運動とは具体的にはどんな運動なのか伺いたい。次に，今，登米市の方でも取り組んでいる学校給食に地域，地元の農産物を利用できないかという

問題です。学校給食については、仕入れの仕組み上の問題もあろうかと思いますが、スムーズに地域食材を活用するための仕組みづくりについてどのように考えているのか。また、食と農の交流機会ということで、私も加入しています宮城県農業法人協会、今年、「県産県消」という旗を立てておりまして、生産者サイドの方としても宮城県の消費者に対して県民運動をやろうと考えている。ここで、実需者と生産者の交流、情報交換会とあり、地産地消の県民総ぐるみ運動との関係もあると思うが、協会とのコラボレーションできないか。

寺田課長 資料2の一番右側に農業、農村の振興としか記載が無いとの指摘について、伊藤(秀)委員の御意見どおり、食の表現が無かったので加えていきたい。食についての理解と農業・農村の振興という形で整理していきたい。

土井課長 地産地消の県民総ぐるみ運動の展開として、将来的な展望に掲げている。地産地消について、行政側の声高ともいえる呼びかけに対して、一部、民間の方に協働して行っている状況ではあるが、まだまだ、実際のところは地産地消が浸透していないのではないかと、感じているところである。具体的には、地産地消の日を昨年度から設けてやっており、そのような様々な機会を捉えながら、地産地消というものを、県民運動として積極的に取り組みたいという内容である。

工藤部会長 県民総ぐるみ運動として、具体的にどのようなことをしているのですか。

土井課長 具体的な地産地消の施策としましては、「地産地消の日」を定めて、関係する団体と協働して、地産地消のPRに努めている。また、昨年度から開始していますが、10月と11月の2ヶ月間を「地産地消月間」として、さまざまなPRイベントを行っています。さらに、今年度から、「地産地消推進店制度」という登録制度を設けている。これは、ホテル、料理店等が自ら地産地消に関連した地場産のものを消費者に提供するという宣言の基に登録する制度であります。今現在大きく取り組んでいるのがこの3つの取り組みであります。このほか学校給食等と連携しながら、地産地消を進めていきたいが、そのためには、市町村単位での取り組みが大事だと考えていますので、県としましては、市町村が取り組む地産地消に対して支援していくことも考えております。

工藤部会長 3点くらい行っているが、これから具体的に取り組んでいく内容等については、委員の皆さまからご発言をいただければと思います。3点目の学校給食につ

いて、具体的な仕組みづくりを考えなければならないという質問ですが。

井城課長 今、地場野菜、地元の野菜を学校給食に取り入れようということで、平成13年度からいろいろな事業を仕組んできました。米飯給食につきましては、週3.4回とかなり徹底しておりますが、地場野菜の利用状況ですが、今のところ27%ということで、目標としましては、三分の一程度は地元の野菜を使っていたきたいということで取り組んできました。ただ、伊藤(秀)委員からお話がありましたように、今までは一律いろんな地場野菜を学校給食で使用するシステムを県下一円で使えるようなシステムというような方向性で取り組んできましたが、平成17、18年頃から給食センターで使う場合もあるし、学校単独で給食を作っている場合、あるいは米飯だけ家庭から持ってくる場合、いろいろなケースがあります。それで、平成19年度からは学校給食については、それぞれ学校の実状、地域の実状に応じて、個別により深めるためにどのようにすればよいかという検討会を設置しました。例えば、石巻では、「地域食育推進連絡会議」、また登米でも学校給食についてもボランティア的な形になるが、地域のお年寄りのかた達のボランティアを活用し、地域の食材を使用するという地域の中での取り組みがなされています。平成21年度からは、国の方でも地場野菜、食材を学校給食にということで、基金を積み立てて自由に、いろいろ試行錯誤しながら取り組んでいく事業が組まれました。宮城県では、学校給食会が基金の積み立て主体となって、学校ごと、地域ごとに学校給食への地場産野菜、食材を提供しているということ、学校給食会にも入っていただきながら検討している状況です。

工藤部会長 仕組みづくりとは、伊藤(秀)委員なんですか。

伊藤(秀)委員 三分の一ということですが、学校給食の三分の一が県産になっているということですか。

井城課長 今、パーセンテージで説明しましたが、6月と9月に1週間つまり5日間の学校給食で、例えば一日8品目つかっているとした場合、5日間で40品目つかっていることになる。このうち、1日2品目県産食材を使っていると5日間で10品目が地場産だったことということになる。この場合は、40分の10ということで、25%の食材を使っているという計算になります。1年間とるのではなく、このような取り方をしています。その中で、数多く使われる食材の内、三分の一程度は、地場のものを子供達に食べさせたいという活動をしているということなんです。

伊藤(秀)委員 無作為に一週間を選んでいるということですか。

井城課長 日程は、県下一斉に5月の何週目、9月の何週目ということで、県下一律にそれぞれの学校で調査しています。

伊藤(秀)委員 では、その時に多く使ったということでは無いのですね。

井城課長 その時に多く使おうということでは無いと思います。

伊藤(秀)委員 思ったよりすごいと感じました。学校給食のメニュー、病院もそうだと思うが、メニューが最初にあるわけではないかずっと思っている。地産地消からいえば、その旬の時期の食材に合わせた料理という考え方ができないのかと思っている。たぶん、栄養士に詳しく聞いたわけではないが、栄養士を取り巻く環境というのが、教育委員会があったり、学校があったり、またPTAがあったりと非常に厳しく、安全なというよりは世間と同じようなメニューを提案していけば、褒められないけど怒られないというのがあると思う。その地域、地域の特産物とか、穫れるものは変わってくるもので、その地域、地域でメニューが変わってくるべきだと思う。栄養士がメニューを組むにあたり、栄養士の責任は非常に大きいものがあると思う。今後そのところをフォローしていく仕組みづくりが必要であって、それがしっかりできれば、給食において、地産地消は非常に進むんじゃないかと思う。関係者、PTAと生産者、栄養士と学校関係者と4つあると思うが、その意見の共有化がうまく進めば、旬の食材を活用したメニューづくりが進むと思うのでよろしくご検討ください。

工藤部会長 資料3-1の施策の展開方向(案)の「食育の推進」、学校給食への地域食材の活用推進を具体的に進めていくために何をどうやっていけばいいのかということにかんして、提案も含めた一つの意見だと思います。実際にどうやるかは、今後の課題だと思いますので、あと2回ありますから事務局のほうでも検討いただき、具体的な仕掛け、仕組みづくりについての提案をお願いしたい。4つ目があって、実際に使う人と生産者の交流、法人会も考えているけど、コラボで何かできないのかという質問ですが。

真木技監 法人協会の方々とのコラボということで、県としてはありがたい提案だと思います。生産者の方々自らが消費者の前について、いろいろ話し合いをしながら、消費者に食材を提供していく、あるいは農村の現状をお話いただく、食品業界のお話をいただくということは非常に大切なことだと思いますので、是非そのような機

会を考えて参りたいと思います。例えば、宮城県では秋に「みやぎまるごとフェスティバル」を開催しております。また、今後、地産地消に関するイベントを展開して参ります。例えば、どこかのスーパーで地産地消の日を行う際に、法人協会の方々がそこに行って、生産物を販売できないかとか、いろいろなことが考えられるので、今後検討して参りたいと思います。

伊藤(秀)委員 消費者の視点ですが、法人協会でも考えているのが、消費者を、マーケットインの視点もちろんですが、それを受けて生産努力をしていくということは当然ですが、もう一步進めて消費者に対する啓蒙運動というのは、消費者の皆さんは、データもあるが、マイクを向けられてアンケートを取ると30%は引いて見なければならぬと思います。消費者の皆さんについては、県産の農産物を買ってあげなければという消費者の意識付けといいますが、そこまで踏み込んだ運動をできないものかと、それがどういう方法論かはわかりませんが、お客様のニーズに応えるようなことをやった結果として生産力が伸びるのではなくて、消費者の皆さんが買ってあげなければならない、買うことが県民としての義務みたいなものと、食料の自給に対する意識を高めていく。言い方に語弊があるかもしれませんが、買い支えてあげるといった消費者の視点を醸成するようなそのような運動になれば最高だと思います。

沼倉委員 買い支えてあげなければならないという気持ち以前に、やはり安全であるということ。あと、おいしさであったりという前提が必要だと思います。今、地産地消の日として、月初めの金、土、日の3日間ですが、みやぎ生協でも県内産商品に地産地消のマークを貼っています。啓蒙といったらなんですが、組合員に対してやっております。やはり、こういうのは非常に時間がかかると思うんですね。位置づけをきちんとして、「宮城県にはこんなおいしいものがあります、安全です」ということをやっていると、少しずつ進んでいくのではないのでしょうか。去年のギョーザの事件がありましたけれど、その時は本当に県民の皆さんは地元のものを使わなければならないと思ったんですが、今、また少し薄れたような気がしています。それでは、やっぱり、いけないと思うんです。環境の面とか、農業者を支えとかいろんなことが、きちんと消費者のところにはわかりやすく示されて、初めてこの運動は、進んでいくのではないかと思います。宮城県農協中央会で、各農協で何が穫れるのかというマップを見せていただきました。本当にたくさん、いろんな農産物が穫れるんですね。魚も非常に

多くの魚種が獲れています。こういうことをもっと、もっと、宮城県は豊かなんですよということを県民に知らせていかないといけない。では、どこが知らせるのかというと、いろんなところが連携してやっていかなければならないというように思います。

工藤部会長 今、食と農の相互理解に関する話が出されて、相互理解をいろんな形で推進していったら、最終的には宮城県の消費者、生活者が、「宮城県産のものを買ってあげましょうよ。買い支えてあげましょうよ。」という意識を持つところまで方策を具体化していったらいいのではないかと。ただし、それには、相当時間がかかるよというお話ですが。事務局はどうですか。どのようなシナリオを盛り込んでいくのか。考えていることがあれば、今話してください。

真木技監 買い支えていただくというよりは、買いたくなるというような状況を作り出すべきであろうと考えています。まず、1点は、食料自給率。宮城県は東北でも一番低い食料自給率です。今後、食料自給率を高めていかななくてはいけないことを、消費者の方々に考えていただく必要があるのだろうと思います。食料自給率を上げるためには、消費者はどのようなことをすれば、食料自給率があがっていくのだろうということを考えていただければ、やはり、国産にシフトする、宮城県産にシフトするといったことが、食料自給率向上につながっていく、また食生活を見直していくということが、自給率向上につながっていくんだということをまず知っていただくという取り組みが必要だと思しますので、それが「県民運動」だろうという風に考えています。それから、買いやすくするという面では、価格の面もあるだろうし、環境の面では環境にやさしい農業といえますか、農薬のできる限り少なくするですとか、化学肥料に代えて有機肥料を使うですとか、そういった消費者が選択しやすくなるような、選択しやすい農産物を作っていく、そういった取り組みが必要になってくるというように考えています。これから、消費者ニーズにあった、マーケットインということをやってきましたので、そういったところを生産者の方々も努力していただいているというように思います。今後力を入れていかなければならないのは、食料自給率向上の県民運動、その辺のところと考えています。

白鳥委員 消費者との相互理解というところで、今まで意見を聞いてきましたが、やはり大まかに多面的機能といわれている、すなわち、それがすべてだと。ですから、多面的機能といえますと抽象的で、農業を保護している都合のいい考え方だと思われ

るかたもいますが、深く考えると実はそうでは無いんですね。多面的機能の理解を、消費者、国民すべてに理解できるような啓蒙なり、教育なりが必要では無いかと感じています。宮城県は土地利用型農業が多いということで、ビジネス性が低いと言われていますが、土地利用型があることによって日本の国土となり、食料となり、環境となり、地域の振興が図られている訳ですから、そのところは経済性だけではなく、農業の大切さを国民全体で認知する必要があるのではないかと思います。もう一つ避けて通れないのが農薬の問題なんですね。簡単に有機栽培、無農薬栽培と消費者は口にしますけれども、生産するにはそう簡単ではない。農薬の必要性、正しい情報をきちんと消費者に示すべきだと思う。安定した食料を生産して、供給していくためには、使いたくないけれども最低限、基準を守って使っていけば、人体に影響のない野菜ですよという、もちろん農薬を登録して市場に上がるまでは、相当の研究して安全性を確かめて出ているものですので、農薬の正しい情報発信、消費者への啓蒙も必要ではないかと感じております。

工藤部会長 資料2の新たな基本計画の視点・核となる視点の「多面的機能の強化」これを新たな視点にしていきたい。白鳥委員の意見は、食と農の相互理解の根底には、多面的機能をうまく両者きちんと理解できるかに関わっているので、食と農の相互理解だけを単独でやるのではなくて、多面的機能とリンクさせているんなことを考えてはいかがですかという提案だと思います。農薬の正しい情報発信、これについてはいかがですか。確かに日本の農薬は世界一安全だとか、基準を守ってやればそんなに害はないとか、ハーベスト農薬なんて禁止されているので全く害がないとか、いろいろな意見があるのですが、どうも正しい情報がどこまで発信されているのかわからない。この辺のところ事務局で考えがありますか。

井城課長 農薬についてはトレーサビリティということで、宮城県の中で、農作物については、農家自ら記帳しながら自分たちで作っていくという。また、農薬については製品検査というものもされて、残留農薬の検査等強化されてきた訳です。県としましてはこれから、製品となったものの検査も大事なのですが、製品を作るときの工程、農家の方達がいかに農薬を基準を守りながら、また少なくともしようかということで、そういう基準を守りながらという生産工程管理が大事ではないかということで考えています。残留農薬は製品と言うところをチェックするモノを管理するところですが、エ

コファーマーはモノではなく、農家の方を、いわゆる自分で農薬を使わない、あるいは使いたくないというエコファーマーという制度については、そのヒトを認定するという制度ですし、また、GAP、先ほど事務局から説明がありましたけれども、これは生産工程管理を適正にするという製品になる前のところを徹底的にやっ払いこうとすることを、二重、三重にやっ払いけば、宮城県での農薬についての適正などいいですか、消費者の皆さまから問われた時、農家自身、自ら自分たちで使った農薬の正しい情報も公表できますし、また、自分たちのほ場の中にもどんどん消費者の皆さまにも入っていただける。それによって地産地消といいますか、生産現場と消費者の方達の距離が宮城県では近くなってくるのかなということを、期待しながら進めさせていただきたいというように考えていました。

白鳥委員 私が考えているのは、一般の消費者ですよ。農薬は悪と考えている。本当に悪なのか。使わなければ使わないのに越したことはないのですが、安定生産ができないということもありますし、トレーサビリティとかGAPとかじゃなくて、例えば、このミニトマトを作るには、アブラムシがつくと。つかなければいいのですが、農薬は使わない生産資材等、例えば、木酢とかですね、いろんな資材もあるわけですが、どうしても使わなければならない時、そういう時に農薬は悪なんだと、消費者の一般的な考えを払拭するような啓蒙というのにも必要ではないのかなと感じている。

工藤部会長 この委員の中には、一般消費者はいないのですが、レストランを営んでいるということで、伊藤(恵)委員どうですか。

伊藤(恵)委員 農薬というか食材の中で、農薬を使うの敬遠するんですけど、やはり直売所を見てもどうしても使わなければならない時がある。おばさん達にも言うのですが、お客さんはやっぱり、きれいなもの買っていくんですね。どうしても、虫をつけないようにするには、農薬を使わなければならない。難しいと思ってます。直売所の方でも残留農薬検査していろいろやっているのですが、農薬に関してはやっぱり難しいのかなと。

三浦委員 無農薬は安全というイメージがあるか、一般の産直をするところでは無農薬という表現をするが、ドリフトというものが考えられ、よそから飛んでくるというのものもあるんです。やはり、無農薬という言葉は危険性があるということで、実際は減農薬、低化学肥料のような「低」という言葉を使って販売をしています。確かに農薬

に関してはいろいろな問題があります。調べた結果、りんごを無農薬で作っていた場合に、りんごが反対に自分を守ろうとして毒性のモノを、物質を発生する、そして反対にそれがガンの元になるということも考えられる。だから、必ずしも無農薬は安全ではない。かえって、低農薬で栽培したほうが安全だということが調べても出てますので、先ほど意見があったように農薬を必ずしも毒とは思わないで、安全を考えればある程度農薬を使った方が良くはないかという考えに持ってってもらおう方が、消費者の方々もいいのかなと私は思います。

伊藤(秀)委員 農薬の問題に関しては議論が非常に、生産者サイドと消費者サイドで分かれるところだと思います。マーケットインのスタンスだと消費者の皆さんも価格優位がいいという人と、安全優位がいいという人に分かれると思います。そういう仕向先によって生産者の方も取り組めばいいのではないのでしょうか。今、そういうスタンスの中では、消費者のニーズが農薬は悪いイメージのほうだけで思われていることがすべてではなくて、消費者のほうもいろいろな階層というか、求めているところが違うということで、我々生産者と消費者がそういう意見が出てくるといことは、いかに直接話し合う場が少ない、足りないというふうに思います。今回の県民条例の基本計画におきましては、消費者の皆さんが農家の苦労話とか、価格の問題とか、安全の問題とか直接話し合う場もたくさん作っていただきたいと思います。

三浦委員 議論テーマの 資料3の食と農とあり、相互理解はすごく大事だと思います。消費者の方も地産地消といいながら、データを見ますと高ければ購入しないということが、日本の自給率に繋がっているのかなと思います。やっぱり理解して、国産物を買っていただくことが、自給率に関わってくると思います。世界の178カ国の内で日本は136番目とかなり低いレベルにありますので、そのことをもっともっと、上げていくためには、消費者の方々の御理解と御協力が無いと自給率は伸びないのかなと思いますので、この議論テーマもありますので皆さんで検討していただいて、農家と消費者のどちらもお互いがレベルアップしていくように協議していければいいと思います。

伊藤(恵)委員 資料3-1の魅力ある直売所運営などの支援は具体的にどのようなことを考えているのでしょうか。それから、資料3の2のアグリビジネス経営体の1億円以上の経営体数が58経営体とありますけれども、その中で女性農業者というのは

どれくらいあるのでしょうか。

真木技監 魅力ある直売所運営・支援ということですが、現在、県内の直売所は250を超えており、かなりたくさん直売所があります。これは、あくまで、対面式の直売所で、無人のものは除いています。今後、質の勝負といえますか、いろんなサービスと消費者の方々により良い商品を提供していくという競争のなっていくと思われまます。その場合、どのようなサービス、こういった商品の提供の仕方が考えられるのか、質的に高めていこうという取り組みをしていきたいと考えています。その中で、直売所にベジフルマイスターを置いていただくとか、農薬の使用した記録をすぐに見られる取り組みを支援していくこととしています。県単独事業の中で、直売ビジネス支援事業を仕組んでおりまして、直売所においてもいろんなステージがあると思しますので、開設して間もないところ、中くらいのところ、開設して時間が経ちさらに発展していこうとしているところ、その段階に応じたアドバイザーの派遣や経営診断の実施といった支援を行っているので、活用していただければと思います。さらに、別なニーズがあれば、基本計画の中で新たな施策を打ち出していくことも検討してまいりたいと思います。アグリビジネス経営体58経営体の中に女性の企業者がいるかということですが、経営者となっている女性はいませんが、経営者を支えて行っている経営体はあるということです。

井城課長 アグリビジネス経営体について、今回新たに5経営体が1億円以上の販売額を達成したのですが、それを加えた58経営体の中に、資料は持ち合わせていないが、女性の経営者は無かったと記憶しています。それに準ずる経営体の中の、いちご経営体で奥様が代表取締役をしている経営体があります。

伊藤(恵)委員 食育の推進の中で、講習会とか体験学習とか子供達が多いのですが、幼稚園のお母さんを対象としたものも考えてください。実は、4、5日前に幼稚園のお母さんを対象に食育について話させていただいた時に、すごく関心を持っているようですので、是非、県としても発信していただければと思います。

寺田課長 幼稚園の方を対象としたもので把握はしていないのですが、例えば、石巻の方の生活研究グループの方々が幼稚園のお母さん方と園児を対象に、米粉の料理講習会を開催したり、その活動を通して農業についての理解を深めていただく運動を行ったりしており、各地域の普及センターを中心に展示活動にはなりますが、活動をし

ています。充実して欲しいという意見につきましては、この計画の中で盛り込んでいきたいと考えています。

工藤部会長 食育関連、食と農の相互理解について意見を頂きましたが、資料3-2の「活力ある担い手の育成・確保」、アグリビジネス経営体は結構育ってはいるけれど、今後もう少し力を入れていきたいとなっていますが、意見はございませんか。

望月委員 農業に限らず、東北から首都圏に人材が流出しているという現状があると思います。大学進学であったり、就職であったり、あるいは転職であったりするかもしれませんが、首都圏に良い人材が行っていると思います。宮城県の特徴、あるいは戦略の中で、しっかりとしたアグリビジネス、あるいは経営がしっかりしていくビジネスとしての農業を推進していくという戦略があった中で、農業の担い手ではなくてアグリビジネスを担う経営者、将来の経営人材を首都圏から取り戻す、あるいは宮城県の中にいる将来のアグリビジネスを引っ張るような経営者を育成していくというエッジを立てたほうがいいと感じます。農業の担い手というのは、全国どこの都道府県でも言っていることで、これが宮城の戦略というだけではなくて、もちろんこのことは重要ですが、宮城県は大消費地、仙台市を抱えている県として、何を力を入れていくかを明確に示さないと、どの県でも言っていることと同じになってしまうのではないのでしょうか。

真木技監 アグリビジネスですが、宮城県が誇れる事業だと自負しております。といいますのも、平成7年からアグリビジネス育成に取り組んできております。当時は、2千万円、3千万円が目標でしたが、現在は1億円を目指す、本当にビジネスと言えるような経営体を作りたいということで取り組んで参りました。現在、(財)みやぎ産業振興機構という中小企業のアドバイスを行う機構の中に、アグリビジネスを支援するアグリビジネスマネージャーを置いており、その下にプロジェクトマネージャー等を置いて支援をしています。そこで、実践経営塾という作りながら、きめ細かな支援をしている訳ですが、これは各県からモデルということで、視察を受け入れたり、各県が同じような支援体制を構築しているところもあるなど、アグリビジネスについては、先進的なところを行っているものだと思っております。ただ、お話しがあった、首都圏に優秀な人材が流れているということで、宮城県としても呼び戻してくる手だてというものも考えて行かなければならない。これも、農地法の改正によって、環境

が違ってきておりますので、そのようなビジネスを目指す方々が参入しやすいという条件が整ってきております。そのようなことを踏まえながら、検討を進めて参りたいと思っておりますので、良い提案があれば是非お聞かせ願えればと思っております。

千葉委員 東部地域の認定農業者あるいは集落営農組織、約80位の訪問活動を行っています。担い手の視点からいうと基幹的農業者の65歳以上の割合が54%、60歳以上を含めると70%弱になると思うんです。つまり、現場で、田んぼで作業しているオペレーターの方々は高齢者であります。あと、5年、10年後はどうなるかわからない限界の担い手が主力を成しています。この80ある組織の内、若い後継者、担い手がいるかどうかの現状をみると、予定を含めて2割くらいはいる。残りの8割は現状では若い担い手はいない。元気なうちは生産活動はできますが、年とともに体力が衰えていくという姿をみると将来は非常に不安であるというのが、現場の実態です。極端な例ではあるが、大豆の播種作業をしているオペレーターの年齢を聞いたら78歳であった。やはり、年齢からくる衰えか、機械操作がうまくなく、蒔き幅がずれておりせまく、蛇行したような蒔き方になっている。多様な担い手の中で、新規就農者をどのように増やしていくか、集落営農組織の中では、定年退職者を期待しているということも多い。そのような方々をスムーズに、集落営農に入る仕組みを作るか。やはり大事なものはソフトパワー。今は、ハードで補助事業でいろいろな機械装備は良い。問題は人材。集落営農をどう進めていくかといったノウハウが無い。経営分析とか競争力を養うノウハウについて、昨年からは現場の巡回を行って来て種を蒔いてきて、今年になって芽が出てきた。分かってくれる組織は、我々も将来のことを考えながら、若い後継者を確保するために法人化の勉強を始めるところも出てきた。そのような芽を育てることが大事であるので、施策でバックアップして欲しい。

工藤部会長 宮城県の担い手の現状についてお話しいただき、多様な担い手に関して外に意見はありませんか。

望月委員 県のアグリビジネスについて、先進的な取り組みというのは存じておりますが、企業の農業参入も宮城県は進んでいると思うのですが、アグリビジネスの経営者、将来、経営を担える人材を首都圏から取り戻すか、あるいは仙台に集まっている若い人材を宮城県全体にUターンさせていくか、県としての施策が必要だと思っている。どうしても、ビジネスをしやすいとなると大都市に集中してしまう。それ

から、経営を目指そうとすると大都市でビジネスをやりたいというのが、若い人の傾向としては強いので、各地域に根ざした優良企業が農業に参入していったら、その企業の若い社員が若いうちから農業経営に入っていくとか、県全体としての施策をやらないと企業の個別戦略で参入してきたりしてしまうので、将来のアグリビジネスを運営できるような人材が、宮城県全体にバランス良く行かないのではないかと感じています。これは農業だけに限ったことではなく、いろいろなビジネスでそうなのですが、いわゆる大都市の給料が高く、儲かるところに人材が行ってしまうので、何かしら施策が必要で、首都圏から良い人材が宮城県にUターン、Iターンさせるかということも戦略的にできないかなという感じがしています。

熊谷委員 資料を見ますと、生産者の方に何かをするか、あるいは消費者の方に何をするかというのが多いように見受けられます。担い手の育成をしていくにしても、担い手が戻ってくるための一つの条件として、作ったものがすんなり売れる、ものが売れて喜びが得られるとかというのが必要だと思う。そのために何が必要かということ、消費者に教育をするということをしているのですが、消費者というのは非常に数が多いので、果たして効率的なところができるのかどうか。少ない予算で担い手を何とかしようとする、担い手への直接支払いという経済的な援助をするということをして、作ったものが売れる、売れば喜びも出てくるのかもしれない。そこまで行けるのかどうか。その間にもう一つ、当社なんかはそうですけども、米を買ってものに加工して売る。消費者の方から利益を頂いて、その利益が農家のほうに行く。このところで、行政の仕事として何かできないのか。生協も農協から農産物を買って売っている。こういった時に何かメリットが無いのか。無いとなれば、宮城県内にも多くの食品加工メーカーがあると思うのですが、そこが積極的に県内のものを使っていただく、地産地消が進んでいくということが進んでいく。逆を言えば、そこに行政として何か投入した場合、その投入は税金ですから、結局、消費者からものを作る側、加工する側に行く。そのお金が生産者に回っていく。そのような形でお金の回りができてくるといえるのではないかと。そのような施策が考えられないか。当社の櫻井会長からの発案で行っている6次産業というのは、今行っているようなサイクルを作る必要がある。当社が農業に参入しているのは、そのような意味合いも含めて、どのような形で農業にやっていったらいいか。当社の勝手な考えで行っているが、一つは県の米

で欲しいものがなかなか無い。加工業者としても。じゃ、自分で作ろうということから始まった。そういうところで、農業のノウハウを自分のところで手に入れたのなら、逆にこういうものを作って欲しいと農家の方まで持って行ける。そこには、その分だけ支払って、自分の欲しいものを入れられる。その費用は消費者からいただいてくるというような形で回していけないのかなと。現在、当社で何ヘクタールかやっているが、はっきり言って農業の技術は全くないに等しい状態なので、勉強しながらやっていかなければならない。逆に行政が一番単刀にすぐできるのは、法人であれば、税金とか補助とかでいろいろな手だてがあると思うが、そういったことで、地産地消を進めていく。結局、作ったものを受け入れるところを手っ取り早く作るという施策も考えられる。そのきたところについては、消費者から作ったところはいただけるわけになる。結局は、税という形で入ってくる。消費者はいくら安全だ、安心だといっても、高いお金はなかなか払わないだろう。その間に加工という形で変えてしまうとそれなりのものが出来てしまう。実際に、当社で宮城県のお米はほとんど加工米を使っています。宮城県のお米は他県のお米と比較して千円くらい高い。その負担をしても、やっぱり地酒としてのメリットといいですか、アピールするためには、地場の米を使うことが大事だと思ってます。それが、当社のポリシーとしています。

工藤部会長 資料3-2のアグリビジネス経営体育成の加速化、アグリビジネス経営体と食関連産業の連携によるフードビジネスの創出。これを軸にして、人も、金も、モノも回る体制づくり、そのために県として具体的考えていることがあれば。

真木技監 農商工連携に取り組んできている。生産物を受け入れていただける場所が無いが、マッチングしていくことが行政の大きな仕事だろうと考えております。相手は食品製造業の方々が非常に多く、加工品に宮城県産の農畜産物を使っていただくというようなことで、一ノ蔵さんや、味噌醤油工業協働組合、魚であればかまぼこ加工業、大豆であれば豆腐メーカーなど、そういったところとマッチングさせていただいております。そういった取り組みで、コラボレーションでいろいろな商品ができあがっております。また、農業者の方々が直接ホテルと結びついて、食材を提供している取り組みもしています。まだ、面にはなっていませんが、点のところではいくつかの事例が出てきていますので、これを線にして、面にしていくように進めていきたい

と考えています。先ほど、地産地消というような話をしておりましたが、そのような視点も必要だと思いますが、もう少し産業として農商工がきちんと繋がった形で進められるように思っています。この辺はいろいろなアイデアがあるのだろうと思いますので、我々がそういった機会を捉えてマッチングをしておりますけど、委員の皆さまからも良いアイデアがあれば提案していただければと思います。

工藤部会長 伊藤(秀)委員も、白鳥委員も宮城県でアグリビジネス経営体を立ち上げている。先ほどは経営者は宮城県が少なく首都圏に流れているから、連れてきた方がいいと、あるいはそのような仕組みを作った方がいいという意見がありました。伊藤(秀)委員 意見としては経営者そのものではなく、経営者を補助するというか、将来経営者になる若手のことだと思う。そういうことは是非必要ではないかと思う。農業というのは、固まった捉えかたというのがあって、農業は農産物を作ることとに終始する、農業技術だけの向上だけを目指してきて、モノを売るというスタンスは無かった。ここ20年くらいのところで醸成されてきた。モノを売るということに長けた人、そういった意味の人が外部から入ってきて、農村に住んでいる我々の農村の地域資源といいますか、そういったモノもよそから来ていただくと新しい発見がそこに出来るということもあろうかと思えます。よそから来た人の、我々の持っていない能力を持っている人は歓迎だなという風に思います。

白鳥委員 法人化推進による経営基盤の強化ということで、核となる認定農業者の育成ということで、法人化すれば農業経営がうまくいくという考えで止まっている。ここから一步進んで、実は法人化してからの方が苦勞するので、法人化してどのような経営をしていくが苦勞なので、生産の基盤である農業生産法人に今まで話があった、人材の育成とか、販売加工の支援とか農業生産法人に対する継続的な支援が必要ではないかと思う。法人化したからどうぞということでは無い。人材の関係で、農業というのは、生産基盤、農業の本質を知らないとビジネスにも生きてこないと思う。農業法人を利用した就農希望者による現場研修制度が必要ではないでしょうか。もう一つ宮城県の特徴として、エコな農業、循環型農業、循環型社会という環境に配慮した、自然と生物と共存共栄がそこがウリになってくる。今の例えば稲作についても、耕起して、代掻きして、田植えしてというのが本当にいいのか、不耕起栽培とか直播栽培とかいろいろな栽培方法がありますので、もっと研究して広めていく体制が必要では

ないかと感じております。

工藤部会長 人材に関しては、中にいる人も外から来る人もある種のアグリビジネス経営塾のようなものがあって、そこにいろいろな人が飛び込んで情報交換をしたり、知恵を出し合ったりということが必要だという意見に受け止めました。資料の3の3の「優良な農業生産基盤の確保と有効活用」並びに「水田フル活用による水田農業の活性化」。水田フル活用というのは最近いろいろなところで言われるようになりました。農地法の改正もあるということで動いてきますが、この点に関して考えて欲しいという意見がありませんか。

千葉委員 資料で見ると農地の集積率は高いですが、現場では1ヘクタール以上の面的集積はあまりなく、分散型の集積が多い状況です。所有と利用の調整を進めるため、特定農業団体や農用地利用改善団体を立ち上げていますが、大半の農用地利用改善団体は組織の目標を機能しない、動いていないというのが実態です。仕組み、システム上は整備されているが、中身は機能していないというのが、現状での課題、問題です。そのようなことを支援しながら農地の集積を図ることが重要なテーマだと思っています。それから、水田農業の場合は経営規模が小さくないと経営的なメリットは出てきません。個人であれば、20から30ヘクタールくらい、集落で言えば50とか、100ヘクタールというレベルの集積をしないと安定した所得は難しいと思います。法人以外の個別経営であっても。そのような下地の問題が今問われているわけです。これまでの議論は法人化などの次元の高い話が多いのですが、現場としては次元の低いところも合わせて考えていただきたいと思います。

工藤部会長 資料3-3に記載してる事項を反対という人はいないと思います。やっぱり面的な集積は速やかに進めていくほうがいいし、効率的な利用が出来る体制整備が必要であるし、そういう整備が無いと、結局法人化してもうまくいかないということもある。具体的にどう推進していくのかというのが、非常に難しい問題で、新しい農地法の改正でもいろいろなことが書かれていますが、資料に書いてあるように、委任・代理で誰かが頑張れとか、集積円滑化団体みたいなものを市町村単位で作るとか言われているが、中身をどのように具体的にしていくのかということが記載されていないので、そのやり方については発言もあったように、現場でどのように対応していくのかということが、これから問われてくるのだらうと思います。

今日のところは、資料2については、だいたいこのような枠組みで良いのではないかとこの了解が得られたのではないかと思います。ただ、食と農の相互理解の推進については、少しいろいろと考えて欲しいという意見が出されました。具体的には県民運動、県民総ぐるみの運動については、もう少し具体性を持たせた形で提案して欲しいということです。それから、学校給食は仕組みづくり、例えば給食センター方式とか、自校方式とかいろいろなパターンがあり、難しい問題があると言われていました。従って、仕組みづくりについてももう少し具体性を持たせたらどうか。自給率の向上については、必要だという話になりました。消費者にとって自給率の向上がピンとくるのかどうかという問題が残っていると思います。なぜ自給率の向上に我々貢献しなければならないのか、なぜ、そのために割高な宮城県産のモノを買わなければならないのか、かならず、そのような疑問が出されると思いますので、そのようなことも含めて新しい施策の中で、なるほどと思うようなものを盛り込んでいく必要があると思います。

それから、資料3-2に関しては、アグリビジネス経営体、認定農業者、集落営農組織など多様な経営体と、これはこれでいいでしょうという意見です。ただし、現場の動きは、いろいろな動きがたくさんあって、集落営農についてもどういうパターンがあるか話題提供はされていませんが、460も出来ていてそれぞれが、まちまちですよね。それが経営体、法人化まで発展していくのか、曖昧に残っている。その中で、トップリーダー的な人材、あるいは経営者能力のある人をきちんと育てるということ。これを計画の中で具体的に考えていくこと。それから、ソフトパワーが大事で、道筋をもう少し具体性を持たせて描いていく必要がある。これはたぶん、県行政がと言うよりは、それぞれの地域なり、経営者が含まれた話になると思います。

最後の資料3-3は、どうしてもやらざるを得ないので、私自身、農地法改正もまだ読み説いていないが、集落営農もいろいろな形でアレンジできるようになった。いろいろな人材が集落営農の構成員、あるいは法人化した集落営農の構成員にもなれる。作業を頼んでいる人でも良く、どんどん間口を広げていく。直売所を運営するスタッフもその中に含めて考えていいと。かなり、柔軟なシナリオになりそうです。以上のことを含めて、集落営農のこれからの方向とその土台となる農地利用改革のマッチングをどうするのか、どう推進していくのか、事務局は大変でしょうが事例も含め

て話題提供していただいて、2回目の時には、もう少し突っ込んだ議論ができるように体制整備をお願いしたい。以上で、議事を終わります。

事務局 今後のスケジュールについて御説明申し上げます。資料の5を御覧ください。部会としましては、今後2回、本日を含め計3回の開催を予定しております。次回は、本日の議論を踏まえた中間案を提示して御審議いただく予定としております。日程につきましては、事前に部会長、委員の皆様にご報告いただいた予定により調整しており、8月26日、水曜日の午後で調整をしております。決まりましたら改めてご連絡いたします。

また、本日お話しいただいた他に、時間の関係上割愛せざるを得なかった御意見等がございましたら、お手元の用紙に御記入の上、郵送、ファクシミリ、電子メールなどで、御送付いただきますようお願いいたします。事務局からの説明及び連絡については以上です。

司会 工藤部会長、また委員の皆さまには長時間に渡りありがとうございました。

それでは、引き続き、配付しております参考資料について説明させていただきます。県では、今年度から生産、流通、消費の各段階の皆様と協働・連携して取り組む「みやぎ食料自給率向上運動」を展開して参ります。そこで、食料自給率向上への気運醸成のために、広く「みやぎ食料自給率向上運動」のキャッチフレーズの募集を行っております。「私はこうしている」、「私はこう考えている」、「私はみんなにこうしてもらいたい」というような、毎日の食事や生活の中で思いを、愛称、標語、川柳など様々なスタイルでお書きいただければと思っております。本日から受付を開始しておりますので、委員の皆様をはじめ、多数の方々のご応募をお待ちしています。よろしくお願いいたします。

また、県民運動を推進していくため、(仮称)みやぎ食料自給率向上アクションクラブの立ち上げを計画しております。県内の企業、団体の皆さまに多数参加いただきたいと考えております。なお、県民運動の立ち上げにあたり、みやぎ食料自給率向上県民運動キックオフ記念大会を、9月8日(火)午後1時30分から、仙台市の太白区文化センター 楽楽楽(ららら)ホールで開催を計画しています。委員の皆様には別途ご案内申し上げますので、ご参加についてよろしくお願いいたします。

3 閉 会

司会 以上を持ちまして、第11回宮城県産業振興審議会農業部会を終了いたします。
皆様お疲れ様でした。